

決議第1号

竹原信一議員に対する問責決議

地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により、上記決議案を別紙のとおり提出する。

令和7年3月26日提出

提出者	阿久根市議会議員	竹之内	和	満
賛成者	同上	濱田	洋	一
	同上	木下	孝	行
	同上	川原	慎	一
	同上	高崎	良	二

竹原信一議員に対する問責決議（案）

阿久根市議会基本条例第9条には、議員の責務として、「議員は、市民の負託を受けて議員に選出されたことを自覚し、議員として必要な資質の向上に努めるとともに、誠実かつ公正な職務の遂行に努めなければならない」と規定されている。

しかしながら、竹原信一議員は、議長から再三にわたり注意されているにもかかわらず「職員はそもそも自尊心を持ちゃいかん」、「監査委員は市役所のよいしょ委員」、「市長が職員に選挙協力を期待し200万円出した」、「選挙は職員が仕組み、投票箱と鍵と封印まで職員が管理し、不正をして鍵をかけ忘れたようです」等の無礼な言葉、不確かな情報に基づく発言、人権侵害ともとれる発言を繰り返している。

これらの発言は、議会の会議においては、議員は、無礼の言葉を使用してはならないと定められている地方自治法や、議員は、議会の品位を重んじなければならないと定められている阿久根市議会会議規則に反するものである。

また、同議員は、3回の議員の公務とされた会議、2回の広報広聴委員会及び1回の産業厚生委員会の所管事務調査を、議長又は委員長に欠席の届出文書を提出せずに欠席している。このほか、2回の産業厚生委員会の所管事務調査に欠席したときは、委員長に欠席の届出文書は提出しているものの、その理由を「私の政治的良心に反する」としている。

委員会の所管事務調査は、議会において決定された議員の公務であることから、同議員が掲げた理由は、やむを得ない事由として認められるとは言い難い。

同議員のこのような言動は、本市議会の品位を損なうものであり、かつ、本市議会及び議員に対する市民の信頼を著しく失墜させるものである。

よって、本市議会は、同議員に対し、議員としての責務を深く認識し、猛省を促し、議員としての職務を全うするよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和 7 年 3 月 26 日

阿久根市議会